

発議第12号

市議会議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び松阪市議会会議規則第88条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

平成29年12月18日 提出

松阪市議会議長 山本 芳 敬

記

1 広報広聴委員会視察調査

- (1) 派遣議員 広報広聴委員会委員 8人
松岡 恒雄議員 (委員長)
山本 節議員 (副委員長)
橘 大介議員 (委員)
松本 一孝議員 (委員)
赤塚 かおり議員 (委員)
殿村 峰代議員 (委員)
山本 芳敬議員 (委員)
海住 恒幸議員 (委員)
- (2) 派遣目的 広報広聴委員会が松阪市議会の広報広聴機能を強化するために、先進地の視察調査を行う。
- (3) 派遣場所 京都府亀岡市
京都府福知山市
- (4) 派遣期間 平成30年1月23日から24日までの2日間
- (5) 派遣費用 松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定めた旅費を支給するものとする。